

釜石大槌地区行政事務組合
議会臨時会会議録

令和5年10月2日

釜石大槌地区行政事務組合

令和5年10月釜石大槌地区行政事務組合議会臨時会会議録

議事日程

令和5年10月2日(月) 臨時会
午後2時会議を開く

- 第1 仮議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 釜石大槌地区行政事務組合議会議長の選挙
 - 第4 議席の指定
 - 第5 会期の決定
 - 第6 釜石大槌地区行政事務組合議会副議長の選挙
 - 第7 議長の報告
 - 第8 議案第17号 釜石大槌地区行政事務組合職員の特種勤務手当支給条例の一部を改正する条例
 - 第9 議案第18号 釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて
-

出席議員(9人)

1番	菊池忠彦	君
2番	工藤聡一郎	君
3番	澤山美恵子	君
4番	井筒健太郎	君
5番	阿部三平	君
6番	佐藤憲弘	君
7番	東梅守	君
9番	芳賀潤	君
10番	細田孝子	君

欠席議員(1人)

8番	野田忠幸	君
----	------	---

説明のため出席した者

管	理	者	野	田	武	則	君
副	管	者	平	野	公	三	君
監	査	員	佐	々	木	勝	君
参		与	平	松	福	壽	君

事	務	局	長	兼	総	務	課	長	関	末	広	君		
消	防	本	部	消	防	長	長	長	佐	々	木	昌	貴	君
消	防	本	部	消	防	次	長	長	三	浦	浩	二	君	
消	防	本	部	総	務	課	長	長	澤	田	正	君		
消	防	本	部	消	防	課	長	長	菊	池	俊	君		
釜	石	消	防	署	長	長	長	長	駒	林	博	之	君	
大	槌	消	防	署	長	長	長	長	藤	原	秀	二	君	
会	計	管	理	者	者	者	者	者	三	浦	薫	君		

事務局職員出席者

総	務	課	主	幹	兼	課	長	補	佐	畠	山	拓	也
総	務	課	庶	務	係	長	長	長	長	土	橋	寛	子
総	務	課	主	査	査	査	査	査	査	齋	藤	香	織

午後 2 時会議を開く

- 事務局（畠山 拓也君） 釜石大槌地区行政事務組合議会議員改選後の最初の議会であり、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 292 条において準用する同法第 107 条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。
出席議員中、阿部三平議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。
阿部三平議員は、臨時議長席に御着席願います。

〔臨時議長着席〕

- 臨時議長（阿部 三平君） 只今、御紹介いただきました阿部三平でございます。
地方自治法第 292 条において準用する同法第 107 条の規定により、臨時議長の職務を行いますので、よろしくお願いをいたします。
本日の出席議員は 9 人で、定足数に達しております。会議は成立いたしました。
欠席の届出は、8 番、野田忠幸さんの 1 人です。

- 臨時議長（阿部 三平君） これより、令和 5 年 10 月釜石大槌地区行政事務組合議会臨時会を開会します。
当組合議会は申合せによりクールビズを実施しております。
暑いと思われる方は、上着を脱いでも結構です。
なお、換気のため、審議時間がおおむね 1 時間を超えるごとに、10 分程度の休憩を設けるといたします。
議場内でのマスクの着用は個人の判断によるものといたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

- 臨時議長（阿部 三平君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、只今御着席の議席を指定いたします。

- 臨時議長（阿部 三平君） 日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、会議規則第 51 条の規定により、議長において、1 番、菊池忠彦さん、2 番、工藤聡一郎さんを指名いたします。

- 臨時議長（阿部 三平君） 日程第 3、釜石大槌地区行政事務組合議会議長の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 臨時議長（阿部 三平君） 御異議なしと認めます。
よって選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

- 臨時議長（阿部 三平君） お諮りいたします。
指名の方法は、臨時議長において、いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 臨時議長（阿部 三平君） 御異議なしと認めます。
よって、臨時議長において指名することに決しました。

それでは、議長に、細田孝子さんを指名いたします。

○臨時議長（阿部 三平君） お諮りいたします。

只今、指名いたしました細田孝子さんを議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（阿部 三平君） 御異議なしと認めます。

よって、細田孝子さんが議長に当選しました。

この席から会議規則第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定により告知いたします。

○臨時議長（阿部 三平君） 細田孝子さん、登壇のうへ御挨拶をお願いいたします。

〔議長細田孝子君登壇〕

○議長（細田 孝子君） 只今、皆様のご推挙によりまして議長に就任いたしました、細田孝子でございます。

議長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

釜石大槌地区行政事務組合は、住民生活を支えるうえで必要不可欠な業務でありますし尿処理業務と消防業務を担っており、これまで順調に推移していると伺っております。

し尿処理業務では、現在、汚泥再生処理センターの設備の更新など、基幹的設備改良事業が進められており、消防業務につきましては、自然災害や火災、救急、救助などの消防需要に対して、的確な対応が求められるなど、日々、その重要性が増しているものと認識しているところでございます。

これら業務の実施にあたりましては、事務組合単独では解決できない課題もあろうかと存じますが、地域住民はじめ皆様からのご支援を賜りながら、地域の安心・安全のために取り組んでまいります。

また、円滑な議会運営を心がけてまいりたいと存じますので、どうかよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

簡単ではございますが、議長の就任の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○臨時議長（阿部 三平君） 議長は、議長席に御着席をお願いいたします。

私の職務は、これをもちまして終わりました。

議員各位の御協力に対し、お礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（細田 孝子君） これより、日程に従いまして、順次議事を進めます。

日程第 4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 第 1 項の規定により、議長において、現在の仮議席をそのまま本議席に指定いたします。

○議長（細田 孝子君） 日程第 5、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決しました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 6、釜石大槌地区行政事務組合議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦にすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において、いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に芳賀潤さんを指名いたします。

○議長（細田 孝子君） お諮りいたします。

只今、指名いたしました芳賀潤さんを副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） 御異議なしと認めます。

よって芳賀潤さんが、副議長に当選されました。

芳賀潤さんが、議場におられますので、この席から会議規則第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定により告知いたします。

只今、副議長に当選されました芳賀潤さん、登壇のうえ、御挨拶をお願いいたします。

〔副議長芳賀潤君登壇〕

○副議長（芳賀 潤君） 只今、皆様のご推挙によりまして副議長に就任いたしました、芳賀潤でございます。

このたび、私が副議長を仰せつかることとなり、少々恐縮しておりますけれども、細田議長を補佐し、円滑に議会運営が行われますよう努力してまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（細田 孝子君） 以上で、副議長の挨拶は終わりました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 7、議長の報告であります。

管理者から、本臨時会の議案として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 17 号及び議案第 18 号の 2 件が送付されておりますので、ご報告いたします。

以上で、議長の報告を 終わります。

○議長（細田 孝子君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

〔管理者野田武則君登壇〕

○管理者（野田 武則君） 只今は、議長のお取り計らいにより発言の機会を設けていただき、感謝申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る 8 月 6 日の大槌町議会議員選挙、そして 9 月 3 日の釜石市議会議員選挙におきまして、多くの有権者からの負託を受け、ご当選の栄に浴されましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

また、改選後の両市町の議会におきまして、釜石大槌地区行政事務組合議員に選出され、当事務組合の発展にご尽力を賜りますことは誠に心強い限りであります。

さて、昭和 47 年 5 月 1 日に設立された当事務組合は、現在、釜石・大槌汚泥再生処理センターの管理及びし尿の処分に関する事務並びに消防組織法及び消防法の規定による消防事務を共同処理しております。

し尿処理につきましては、昭和 48 年 4 月 1 日から当事務組合業務として処理を行っており、平成 19 年 4 月には、現在の釜石・大槌汚泥再生処理センターを新設し、現在に至っております。

汚泥再生処理センターは、稼働から 15 年が経過したことによる経年劣化に加え、東日本大震災の復旧・復興の過程で、一時的に設備能力を超える処理を行ったことなど、相応の負荷をかけた運転により施設の老朽化に拍車をかけたという状況にありました。

このようなことから、施設の延命化を図るため、現在、施設設備の更新・改修を目的とした基幹的設備改良事業を実施しているところでございます。

し尿搬入量の推移をみますと、汚泥再生処理センターが稼働を開始した平成 19 年度の約 30,000 キロリットルに対して、令和 4 年度は約 19,000 キロリットルと、この 15 年で 10,000 キロリットルを超える量が減少し、今後も減少傾向で推移するものと捉えております。

し尿処理は、住民生活を支える必要不可欠な業務でございますので、引き続き、適正な維持管理、運転管理に努めながら、住民サービスを低下させることなく、し尿処理業務を維持継続させるための取り組みを進めてまいります。

次に消防業務についてであります。広域による消防業務は、平成 10 年 4 月 1 日から開始をしております。

近年、地震や津波、大雨や局地的集中豪雨による洪水など甚大化する自然災害の危険性がある一方で、火災、救急、救助などの消防需要に対し、的確な対応が求められております。

管内における火災件数は、ここ数年、減少傾向にあるものの、令和 5 年は、9 月末時点で 9 件の火災が発生しておりますことから、防火対象物に対する立入検査の徹底及び市民・町民への防火広報など、引き続き火災予防活動に取り組んでまいります。

救急出場件数につきましては、管内人口が減少傾向にあるものの、高齢化の進展などによって救急需要は年々増加し、ここ数年は、高止まりで推移しております。

さらに、県立釜石病院の診療体制の縮小に伴い、消防本部管轄外の医療機関への搬送が増加し、救急出場から帰署までの時間を要していることなどから、引き続き、効率的な救急車両の運用と救急救命士を中心とした救急隊員の資質向上を図り、市民・町民の皆様が求める救急需要に的確に対応してまいります。

次に、指令業務であります。平成 26 年の新しい釜石消防庁舎の供用に併せて運用を開始した釜石大槌地区消防指令センターでは、119 番通報を受信し、災害種別により、救急隊や消防各部隊への出場指令などを行っております。

甚大化する災害に対して、迅速で効果的な対応はもちろんのこと、消防事務の高度化や消防力の強化について広域的な対応をするため、指令業務においても、市町村の枠を超えた取り組みがはじまっております。

現在、県内 12 消防本部のうち 10 消防本部を構成員とする、いわて消防通信指令事務協議会において、当管内を含む 12 市 13 町 4 村の 119 番通報を一括受信、各消防署などに出動指令する、いわて消防指令センターの、令和 8 年度からの共同運用に向け関係機関と連携し作業を進めております。

引き続き、迅速な出動態勢を維持し、適切な業務遂行と災害対応に努めながら、市民・町民の

皆様の安寧を維持できるよう、消防機関としての役割を果たしてまいります。

議員の皆様におかれましては、当事務組合の運営について、引き続きご指導とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

議員各位の、今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、組合議員就任に際しましての、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、管理者の発言は終わりました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 8、議案第 17 号、釜石大槌地区行政事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例、及び日程第 9、議案第 18 号、釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについての 2 件を一括議題といたします。

只今、一括議題に供されました各議案につきましては、一括して当局の説明を求め、審議は 1 件ごとにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） 御異議がありませんので、只今、議題に供されました各議案について順次当局の説明を求めます。

○事務局長（関 末広君） 議長。

○議長（細田 孝子君） 事務局長。

〔事務局長関末広君登壇〕

○事務局長（関 末広君） 只今、議題に供されました、議案第 17 号、釜石大槌地区行政事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例及び、議案第 18 号、釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについての、議案 2 件についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第 17 号、釜石大槌地区行政事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

この条例は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に移行し、人事院規則の一部を改正する規則が公布されたことにより、防疫等作業手当の特例を廃止しようとするもので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、その施行期日は公布の日からとし、改正後の当該条例の規定につきましては、令和 5 年 5 月 8 日から適用させようとするものです。

次に、議案第 18 号、釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の 2 ページをご覧ください。

釜石大槌地区行政事務組合の監査委員については、組合規約第 13 条第 2 項により組合議員及び知識経験を有する者のうちから、それぞれ一人を選任することになっております。

今般、任期満了となった、議会選出の監査委員について、澤山美恵子さんを選任したいので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 8、議案第 17 号釜石大槌地区行政事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を、議題といたします。
これより質疑を許します。

（質疑なし）

○議長（細田 孝子君） 以上で質疑を終わります。
これより議案第 17 号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 9、議案第 18 号、釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選任
に関し同意を求めることについてを議題といたします。
地方自治法第 117 条の規定により、澤山美恵子さんの退席を求めます。

〔議員澤山美恵子君退席〕

○議長（細田 孝子君） お諮りいたします。
本案は、人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） 御異議なしと認めます。
よって、直ちに採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は 原案のとおり同意することに決しました。

〔議員澤山美恵子君入場、着席〕

○議長（細田 孝子君） これをもって、本日の会議を閉じ、令和 5 年 10 月釜石大槌地区行政
事務組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 2 時 28 分閉会

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

釜石大槌地区行政事務組合

議会議長 細 田 孝 子

議会議員 菊 池 忠 彦

議会議員 工 藤 聡 一 郎